

証券市場の健全性確保等に向けた上場制度の整備等について

平成18年10月25日
株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

今般、当取引所では、証券市場の健全性の確保、透明性の確保の観点から以下の上場制度の整備を行うこととする。

一時的な需給の偏りにより株価の乱高下を招くおそれのある1対5を超える大幅な株式分割等については、平成17年3月よりその実施の自粛を求めてきたが、本年1月以降、新しい株券が発行されるまでの間（約50日）においても株券が証券保管振替機構に預託されている場合には、効力発生日の翌日より株式分割を反映した形で売買することが可能となり、新株式が発行されるまでの間の需給の偏りに起因する問題については、概ね解決することとなった。

そこで、当取引所は、従来の自粛要請を廃止し、著しく低い投資単位への変更を意図的に行うことの弊害に的を絞った対策として、流通市場へ混乱をもたらすような株式分割等を実施する場合には、当取引所が投資者に対する注意喚起を行う制度を新設するとともに、望ましい投資単位の水準について下限を設けることとする。

不適正な適時開示に対し、改善の必要性が高い場合には、上場規則に基づく改善報告書の提出と公衆縦覧を義務付けているが、当該改善報告書の記載内容について適切に実施されているかどうかをより積極的に証券取引所が確認する仕組みが構築されていない。また、上場会社が「虚偽記載」を行った場合において、上場廃止基準に抵触しないものに対する制裁措置が存在していない。

そこで、当取引所は、上場会社が不適正な開示を行った場合には、その再発防止に向け積極的に関与することとし、改善報告書の点検制度や上場会社が「虚偽記載」を行った場合の新たな措置を設けることとする。

決算短信の総合的な見直しを行い、平成19年3月期決算発表から新様式を適用することとしている。当該新様式において、必ずしも決算発表時に必要な情報でないもの（投資単位の引下げ方針、親会社等に関する事項）は決算短信から分離し、一方、営業利益予想を開示項目に追加することとした。

そこで、当取引所は、決算短信から分離した情報の開示及び営業利益予想の修正に係る開示を義務化することとする。

概要

項目	内容	備考
<p>1．大幅な株式分割等への対応</p> <p>(1) 流通市場への影響に対する注意喚起</p> <p>(2) 望ましい投資単位の水準の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、上場会社が株式分割等を実施することにより、流通市場へ混乱をもたらすと認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとする。 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、投資単位の水準が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努めるものとする。 	<p>本制度整備に伴い、上場会社宛通知「大幅な株式分割の実施に際してのお願い」（平成17年3月）は廃止することとする。</p> <p>今回新たに、望ましい投資単位の水準に下限を設定するが、望ましい投資単位の水準を提示するという従来の趣旨に何ら変わりはない。</p>
<p>2．不適正な開示に対する措置等</p> <p>(1) 改善報告書の記載内容に係る点検制度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、提出から6か月経過後遅滞なく、「改善措置の実施状況及び運用状況に関する報告書」（以下「改善状況報告書」という。）を提出するものとする。 会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該報告書の提出から5年が経過するまでの間、当取引所が必要と認める場合には、その都度、改善状況報告書を提出することを求めることができるものとする。 上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 改善状況報告書は、公衆の縦覧に供するものとする。 改善状況報告書に係る規定は、この改正の施行日以後に改善報告書を提出する上場有価証券の発行者から適用することとする。

項 目	内 容	備 考
(2) 注意勧告制度の新設	<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善措置の実施状況及び運用状況が不十分であると認められる場合又は改善状況報告書を提出しない場合には、当取引所は改めて改善報告書の提出を求めることができるものとする。 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当取引所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 注意勧告を行った場合には、その旨を公衆の縦覧に供するものとする。 「虚偽記載」とは、株券上場審査基準の取扱い2(8)aに規定する虚偽記載をいう。
3. 開示制度の見直し		<p>平成19年3月期決算発表から適用する決算短信の新様式への移行に伴うものである。</p>
(1) 投資単位の引下げ方針等の開示	<ul style="list-style-type: none"> 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、当該発行者の今後の投資単位の引下げに関する方針等について開示するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の決算短信における「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」に準じた内容とする。 「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。
(2) 親会社等に関する事項についての開示	<ul style="list-style-type: none"> 親会社等を有する上場会社は、親会社等に関する事項について開示するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の決算短信における「親会社等に関する事項」に準じた内容とする。 (1)及び(2)の事項については平成19年3月以降に終了する事業年度から適用するとともに、当該対応に合わせて、決算短信における当該開示事項に関しては、開示を要しないものとする。

項 目	内 容	備 考
(3) 業績予想の修正に係る開示事項の追加 4 . その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の業績予想の修正に係る開示について、「営業利益」の修正を追加するものとする。 ・ その他所要の改正を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微な場合を除き、その都度、修正するものとする。 ・ 当該修正に係る開示については、軽微基準を設けることとする。 ・ 平成19年3月以降に終了する事業年度に係る予想の開示から適用することとする。

・ 実施時期

平成18年12月初旬を目途に実施する。

以 上